

CDC 歯科医療施設における 感染予防の手引き



Summary of Infection Prevention Practices in Dental Settings
Basic Expectations for Safe Care

Centers for Disease Control and Prevention
米国疾病管理予防センター

監訳：樋口 勝規, 岡田 賢司
訳：森田 浩光, 加藤 智崇



ダウンロードして使える
チェックリストつき

医歯薬出版株式会社

歯科医療施設における感染性物質の伝播予防に必要な基本要素

管理法

感染予防は、いかなる歯科医療施設においても最も優先されなければいけない。最低1名の感染予防のトレーニングを受けた者が「感染予防コーディネーター」となり、科学的根拠に基づいたガイドラインや規則または基準をもとにして、施設が規定した感染予防の方策や手順の展開に責任をもって行うべきである。実施方法や手順は個々の歯科医療施設に適したものであり、定期的（例：1年ごと）に再評価され、州や連邦の要求に応じたものでなければいけない。感染予防策の開発は、労働安全衛生管理

局（OSHA）が患者安全のために定めた血液媒介病原体への曝露予防策にとらわれず、歯科医療従事者や来院する患者の人数に応じて行われる医療の内容を考慮するべきである。感染予防コーディネーターは汎用している器具や医療用物品（例：手指衛生用品、経皮的創傷を減じる安全装置、感染防護具）を確保し、感染予防に関連する具体的な発行物や重要事項について全スタッフに説明できるようにコミュニケーションを維持しておかなければいけない。さらに、すべての歯科医療施設においては、感染の可能性のある患者を初診時の早い時点で発見できるよう、管理のための実施策とプロトコルをもつべきである。

歯科医療施設管理についての主要な提言

1. 感染予防と職業上の健康プログラムを開発し、継続実施する。
2. スタンドアプレコシヨンの遵守に必要な物資を供給する（例：手指消毒薬、切創を減少させるための道具、個人防護具）。
3. 感染予防プログラムを実行するため、少なくとも1名の熟練した責任者を配置する。
4. 科学的根拠に基づいたガイドライン、規則または基準をもとにした施設が規定した感染予防の方策や業務ごとに適した手法を開発し、継続実施する。
5. 施設は、初診時の早い時期から感染症の可能性のある患者を発見し、管理するシステムを有する。

感染予防教育とトレーニング

歯科医療従事者の教育とトレーニングを続けていくことは、感染予防の実施策や手順を理解し習得することを保証するために重要である。感染拡大を予防する基本原則および実践についての教育は、すべての歯科医療従事者に提供されるべきである。トレーニングは、歯科医療従事者の

安全（例：OSHAによる血液媒介病原体への曝露予防トレーニング）や患者安全（例：職業や作業特有のニーズの重視）の両方について行うべきである。教育やトレーニングは、新しい業務や手技が導入された時点、または最低でも毎年のオリエンテーション期間中に説明・実践する必要がある。トレーニング記録は、州や連邦の要求に応じて保存しておかなければならない。

歯科医療施設における教育・トレーニングについての主要な提言

1. すべての歯科医療従事者に対して、職業上または職務上特有の感染予防教育およびトレーニングを提供する。
 - a. これは、外部業者からの雇用者も含み、契約上もしくは施設へのボランティアベースで利用される。
2. 歯科医療従事者の安全と患者の安全の両方の原則に基づくトレーニングを提供する。
3. オリエンテーションや定期的なトレーニングを提供する（例：1年ごと）。
4. 州や連邦の要求によりトレーニング記録を保存する。

歯科医療施設における患者治療用器具についての主要な提言

1. 再利用可能な歯科用器具は、ほかの患者に使用する前に、適切に清掃および再処理（消毒または滅菌）を行う。
 2. 再利用可能な歯科用器具は、メーカーの指示に従って清掃および再処理を行う。メーカーの指示がない場合は、器具を複数の患者に使用するべきではない。
 - a. 再利用可能な器具 / 装置の再処理法に関するメーカーの使用説明書は、理想的には再処理区域内か近くに、いつでも利用できるよう配置しておく。
 3. 適切なトレーニングを受けた歯科医療従事者は、再利用可能な歯科用器具の再処理について責任をもつよう心がける。
 4. 患者に使用後の汚染された器具の取り扱いや再処理を行う際は、適切な個人防護具を身に付ける。
 5. 確実な滅菌効果を得るために、メーカーの指示に従った機械的、化学的および生物学的インジケーターを用いる。州や地域の規則に基づいた滅菌の記録を続けていく。
- ➔ 巻末の参考写真図 4 参照

環境感染の予防と管理

日常の清掃や環境表面の消毒の方針や方法は、感染予防計画の1つとして含めるべきである。清掃では表面の多くの微生物を取り除き、常に消毒に先行して行わなければならない。消毒は、一般に細菌の不活化における比較的弱い致死過程にあること（滅菌に比較して）を示し、認識できる病原微生物をすべて除去するが、菌体（例：芽胞）の除去はできない。

清掃と消毒は、診療区域において最も病原体に汚染されやすい表面、すなわち頻回に接触する表面（例：照明の取っ手、歯科用チェアユニットのテーブル、歯科用ユニットのスイッチ、タッチパネルなど頻回に触れる表面）を主として行う。汚染された表面に触れたとき、微生物はほかの表面、器具、歯科医療従事者や患者の鼻、口または眼に伝播する。手指衛生は微生物の拡散を防ぐ鍵であるが、診療時に接触する表面は、バリアで防護されるか、患者ごとに清掃・消毒されるべきである。消毒には、EPA登録の病院用消毒薬や医療機関用のラベルがある洗剤 / 消毒薬を用いる。消毒用製品は、ラベルにそのような用途が記載されていなければ清掃剤として用いるべ

きではない。歯科医療従事者は、清掃や消毒に選んだ製品のメーカーが推奨する使用法（例：量、希釈法、浸漬時間、安全な使用法、廃棄法）に従うべきである。施設の方針や方策には、こぼれた血液やほかの感染の可能性のある物質に対して迅速で適切な清掃や汚染除去に取り組んでおかなければならない。日常的な清掃表面（例：床、壁、シンク）は、臨床における接触表面よりも疾病感染のリスクが少ないので、石鹼と水で洗い、目に見える血液による汚染がある場合は清掃と消毒により清潔にすべきである。

環境表面の清掃と消毒（血液や体性物質による汚染の清掃を含む）についての補足は、以下を参照のこと。

- ・ Guidelines for Environmental Infection Control in Health-Care Facilities
（公開先：http://www.cdc.gov/hicpac/pdf/guidelines/eic_in_HCF_03.pdf）
- ・ Guideline for Disinfection and Sterilization in Healthcare Facilities
（公開先：http://www.cdc.gov/hicpac/pdf/guidelines/Disinfection_Nov_2008.pdf）

歯科医療施設における環境感染の予防と管理についての主要な提言

1. 日常的な清掃や歯科医療施設内の環境表面の消毒について、実施策や手順を確立する。
 - a. 診療時に接する清掃困難な面（例：歯科用ユニットのスイッチ、タッチパネル）は表面バリアにより保護し、使用した表面バリアは患者ごとに交換する。
 - b. バリアがない接触表面は、EPA 登録の病院用消毒薬を用いて患者ごとに清掃および消毒を行う。血液による汚染が目に見える場合は、中水準消毒薬（例：結核菌殺菌レベル）を用いる。
 2. EPA 登録の、消毒薬もしくは医療機関用のラベルがついた洗剤 / 消毒薬を選択する。
 3. 洗剤や EPA 登録の消毒薬の使用（例：量、希釈法、浸漬時間、安全な使用法、廃棄法）は、メーカーの使用説明書に従う。
- 巻末の参考写真図 5, 6 参照

歯科用ユニットの水質基準

歯科用ユニットのウォーターライン（高速回転ハンドピース、スリーウェイシリンジ、超音波スケーラーに水を運ぶプラスチック製のチューブ）は、長く細いチューブ、断続的な流量、口腔内の液体の逆流の可能性により、細菌の増殖やバイオフィルムの形成を促進する。歯科医療従事者や患者は、歯科用ユニット内の水が適切に処理されていないと、健康に有害な影響を及ぼすリスクがあると認識しておかなければいけない。

すべての歯科用ユニットは、飲料水規制基準（水中の従属栄養細菌数が ≤ 500 CFU/mL）に適合する処理システムを備えるべきである。独立したリザーバタンク、または水供給システムだけでは不十分である。水質を改善する業務用製品や装置は、歯科用に販売されている。歯科用ユニットのメーカーに、水質の適切なメンテナンス

法と推奨する歯科用水の評価法を相談する。外科処置¹では、滅菌された球状のシリンジ、歯科用ユニットのウォーターラインを介さない滅菌されたチューブ、もしくは滅菌された単回使用の器材のような適切な配給器材を用いて冷却 / 洗浄するための滅菌溶液のみを使用する。

歯科用ユニットの水質に関する手引きは、以下を参照のこと。

・ Guidelines for Infection Control in Dental Health-Care Settings — 2003

（公開先：www.cdc.gov/mmwr/PDF/rr/rr5217.pdf）

また、歯科ユニットの水質に関する Q&A は、以下を参照。

（公開先：<http://www.cdc.gov/oralhealth/infectioncontrol/questions/dental-unit-water-quality.html>）。

歯科医療施設における歯科用ユニットの水質基準についての主要な提言

1. 通常の歯科治療時に使用される水は、EPA が規定している飲料水の規制基準（水中の従属栄養細菌数が ≤ 500 CFU/mL）に適合したものを使用する。
 2. 歯科用水の水質維持のための適切な方法や装置は、歯科用チェアユニットのメーカーに相談する。
 3. 歯科用ユニットの水回りや治療に必要なウォーターラインの水質検査は、メーカーの推奨に従う。
 4. 外科処置を行う際には、滅菌された生理食塩水や滅菌水を冷却 / 洗浄に用いる。
- 巻末の参考写真図 7 参照

感染予防チェックリスト

セクション I :

指針と実施

I.1 管理法

評価項目	評価	備考 / 改善箇所
<p>A. 歯科特有の感染予防の方策と手順は文章化され、利用可能で最新な状態であり、根拠に基づいたガイドライン（例：CDC / 医療感染管理諮問委員会 [HICPAC]）、規則または規格に従っている</p> <p>注：実施策と手順は、歯科医療にふさわしいものにすべし、労働安全衛生管理局（以下、OSHA）の血液由来病原体に対応する感染予防トレーニングまで検討されている。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>B. 感染予防の方策と手順は、少なくとも毎年または州・連邦の基準に従って再評価され、必要に応じて更新されている</p> <p>注：毎年発表される OSHA 曝露管理プランの歯科分野のレビューをもとに行われることが多い。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>C. 感染予防に精通した者が少なくとも 1 名、感染予防プログラムを調整するために配置されている</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>D. スタンダードプレコーションを遵守するのに必要な物品が、すぐに利用可能である</p> <p>注：手指衛生だけでなく、皮膚傷害の減少のための安全な器材や個人防護具 (PPE) が含まれる。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>E. 施設は、感染の可能性がある患者が受診した場合は、早期に発見し、管理するシステムをもっている</p> <p>注：システムには、必要に応じて旅行歴や職歴の聴取や、呼吸器系衛生 / 咳エチケットといった内容が記載されている。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

I.2 感染予防教育とトレーニング

評価項目	評価	備考 / 改善箇所
<p>A. 歯科医療従事者が、感染予防の方策や手順および OSHA の血液媒介病原体基準について、職業上または業務上に特化したトレーニングを受けている</p>		
<p>a. 採用時</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>b. 毎年</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>c. 新しい業務や作業によって、感染の可能性がある場合</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>d. 州や連邦政府の要求に応じて</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>注：このトレーニングは、外部の業者、歯科医療施設と契約している者やボランティアも含まれる。</p>		

参考写真

これらの図版は日本語に翻訳する際に訳者らが追加したものであり、CDCによる関与も査読も一切ございません。



図1 PPE（左：外来処置時，右：手術時）



図2 片手スクープテクニック



図3 歯科用カートリッジ式注射器とワクチン



図4 器具の滅菌





図5 表面バリア

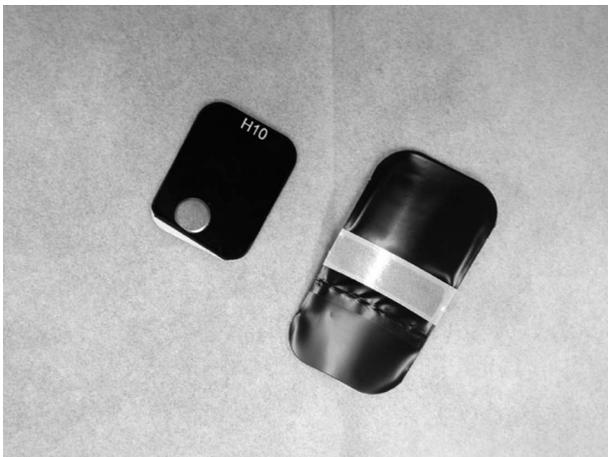


図6 X線センサーとディスプレイ・バリア



図7 歯科用ユニットのウォーターライン自動洗浄装置